

## 第 4 期市民活動推進委員会 報告書 抜粋

## (1) 提案型協働事業への取組

今後協働を推進し、行政と市民のパートナーシップを確立するため、市民活動団体と行政が対等の立場で、適切な役割分担により、双方の責任において事業を実施する「提案型協働事業」を推進していくことが望まれる。

具体的には、協働事業とは、特定のテーマについて豊富な知識や人材を有する市民活動団体と広報活動や会場の確保等が可能な行政の担当部署が協力して取り組むことで、行政主体による事業の実施よりもきめ細かな公共サービスを市民に提供するものである。また、提案型というのは、この協働事業の担い手である行政または市民活動団体が、それぞれの立場から、協働の取組の必要性の高いと思われる事業の実施について提案という形でパートナーを求めるものである。

「提案型協働事業」には、大きく分けて「行政提案型協働事業」と「市民提案型協働事業」の二つがあり、本来的には両事業に取り組むのが好ましいが、今期中間報告でも提案したように、まずは現在行政が担っている業務や今後行政が担うべき業務について「行政提案型協働事業」により取り組むことで、制度の構築と運用につなげていくべきと考えられる。

## ア 行政提案型協働事業

基本となる手続きの流れは次のとおりである。

①事業テーマを行政から提示し、市民活動団体からの事業企画案を公募する。②応募事業の公開プレゼンテーションによる審査の結果、最も効果的な提案をした団体（以下「協働事業パートナー」という）と所管部署とで協議する。③その結果を受けて実施事業内容を確定し、協定締結後、事業を実施する。④実施事業を検証し、その結果を次の事業に活かす。

また、事業を実施する上での留意事項がいくつか挙げられる。

第一に、協働事業の 4 月着手を可能とするため、市民活動応援補助金と同様に、前年度末までに協働のパートナーが決定され、年度当初に協定が締結されるように公募時期を設定することが望ましい。

第二に、公募の際に、事業テーマについてなるべく細部を提示せず、応募者側の詳細事業設計の余地を残しておくべきである。

第三に、協働事業の実施が単年度で終わってしまうのでは効果の確認が困難であるので、将来的には複数年にわたる継続事業としての協定締結を検討することが望まれる。

第四に、平成 23 年度の協働事業を参考にして積極的に事業テーマを設定し、さまざまな分野の団体に事業応募の機会を与えるべきである。

第五に、団体の育成という視点から、共催、事業協力などの応募が容易な形態による事業も考慮することが望まれる。

第六に、応募事業の審査にあたっては、公平性を確保する方策の実施、協働の形態についての検討、役割分担の明確化等を審査会が担うことが考えられる。